

## 第2章 消防同意審査基準

### 第1 消防同意の留意事項

- 1 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての知識と経験を活かし、建築物の新築及び増築等の計画段階から、関係法令等の防火に関する規定について審査するものであること。
- 2 消防同意は、関係法令等の防火に関する規定に適合させるとともに、規制目的に沿って合理的に審査すること。
- 3 建築物の出火防止並びに火災が発生した場合の避難、延焼拡大防止及び消火活動など、総合的な防火対策について審査すること。
- 4 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠及び安全等の要素を考慮して行われるが、消防同意での指導は、建築物の防火上の安全を基本として行うこと。
- 5 建築物の大規模・多様化等に伴い、建築工法及び建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。
- 6 建築物の用途、規模及び構造等による災害危険の要因を考慮して、総合的に指導すること。
- 7 建築物の防災施設及び設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して使用できるよう指導すること。
- 8 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその主旨を説明し、消防目的に沿って具体的に指導すること。
- 9 消防同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する届出等の対象となることが明確な場合には、危険物の担当者と連携を図ること。
- 10 建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が補正を可能とする範囲に留意の上、補正できない違反事項等がある場合の処理は、次によること。
  - (1) 建築確認申請図書が不足している場合は、当該図書を受理しないこと。
  - (2) 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に不整合な箇所が見つかった場合は、建築主事等に審査不能の旨を連絡し、同意又は不同意の処理を行わずに当該図書を返却すること。
  - (3) 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に軽微な不備又は不明確な点が見つかった場合は、建築主事等にその旨を連絡し、審査を継続すること。

なお、連絡した日から補正等が完了する日までの期間は、消防同意期間から除くことができること。また、建築主事等の了解が得られた場合は、補正の完了を待たずに同意し、建築主事等の側で軽微な不備の補正を行うことで差し支えないものであること。
  - (4) 指定確認検査機関から消防同意を依頼するための確認申請書類等の送達が信書便以外の宅配便により送達された場合、これを理由に不受理としないこと。
- 11 消防同意の期間は、同意を求められた当日は算入せず、消防同意の終了日が土曜、日曜日その他の閉庁日にあたった場合は、翌開庁日を終了日とすること。
- 12 建築主事等に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること（発信主義）をもって足りるものであること。
- 13 同意に係る図書の返却方法は、文書で指定された方法によること。